
令和 8 年度

福島県石油政治連盟

通常総会議案書

と き 令和 8 年5月27 日(水)

ところ ホテル福島グリーンパレス

福島県石油政治連盟

令和 8 年度
福島県石油政治連盟通常総会
次 第

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議 事

議案第 1 号 令和 7 年度事業報告について

議案第 2 号 令和 7 年度収支決算について

議案第 3 号 令和 8 年度事業計画(案)について

議案第 4 号 令和 8 年度収支予算(案)について

議案第 5 号 令和 8 年度油政連会報購読費の賦課及び
徴収方法・時期(案)について

議案第 6 号 役員改選について

4. 油政連役員の紹介・挨拶

5. 閉 会

令和7年度 事業報告

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

【I 一般概況】

1. 令和7年度(2025年度)一般概況

2025年の日本経済は、円安修正と海外景気回復、個人消費の拡大、加えて、インバウンド需要の高まりにより、緩やかに景気が回復した。それに伴いデフレギャップは解消に向かい、デフレ脱却宣言も視野に入ったが、老朽化した基幹システムが、最大12兆円の経済損失を引き起こす可能性が指摘され、企業のDX推進が急務となった。また、さらに人手不足と後継者不足が深刻化し、中小企業の廃業が増加する一方で、AI導入やテレワークの普及で働き方改革が加速した。そして団塊の世代が75歳以上になる「2025年問題」による労働力不足に伴う不法移民問題や社会保障費制度の持続可能性への懸念が強まった。

他方、政治においては、昨年の衆議院選に続き、7月の参院選でも「岩盤保守層」に変化が起こり、与党自民党が大きく後退する一方で新しい保守政党が台頭するなど、政治の混沌化が進んだ。結果、8月末に石破茂総理が退陣し、10月21日、高市早苗氏が初の女性首相(104代)に就任、その連立の枠組みも自民・公明から自民・維新による連立政権発足という政治の大転換が起こった。高市政権は、少数与党でもあるにもかかわらず、「責任ある積極財政」を掲げ、国民の高い支持率を背景にガソリン・軽油の暫定税率廃止、所得税の非課税枠を178万円に引き上げ合意、2025年補正予算では、21.3兆円の総合経済対策を裏付ける新型コロナ禍後で最大となる18.6兆円を計上、物価高対策として8.9兆円をあて、地方自治体が自由に使える「重点支援地方交付金」に2兆円を計上した。このうち「おこめ券」や電子クーポン券の配布といった食料品の価格高騰への対策に4000億円を組み込んだほか、26年1～3月の冬場の電気・ガス代支援や子ども1人あたり2万円の給付に5296億円充てるなど、就任僅か2か月間で迅速かつ的確な政策展開により国民の内閣支持率はさらに上昇した。また、外交・安全保障においてもAPEC、G20サミットにおいて中国の習近平国家主席との初の首脳会談を実施するなど、多国間外交でも「高市外交」の存在感を示した。また、トランプ米大統領の訪日の機会をとらえ、緊密な連携強化の確認を行うなど一定の成果を上げた。しかし、その後の国会における台湾有事の際の我国の対応について「存立危機事態」であるとの発言は、中国の反感を買い、日本への渡航自粛などの制裁措置が発動されるなど日中関係は難しい局面となった。

更に、アメリカは、イランの核ミサイル開発問題を米国の安全保障上の危機と位置づけ、それを回避するため、2月28日、ついにイスラエルと合同でイランに軍事介入し、最高指導者ハメイニ師等政府高官を空爆により殺害した。イランは、報復措置として、ホルムズ海峡を事実上封鎖した。これにより、原油価格は、1バレル70ドル付近から一気に暴騰、3月9日時点でWTIの4月先物は一時1バレル119ドルまで上昇(2022年7月以来の高値)し、130ドル超えの様相となった。日本国内では、一気に石油製品価格が急騰し、国民生活や産業活動に影響を及ぼし始めたため、3月11日、高市内閣は、即反応し、「3月16日から国家備蓄の放出を決めたほか、緊急に3月19日からのRG170円を目安として「燃料油激変緩和措置再開」を発表した。この結果、全国平均価格は、一時RGが1リットル

ー190～200円になっていたが、3月23日には、全国平均価格が約 177 円まで下落した。また3月19日から高市首相は、訪米シロンプ大統領と会談、イラン問題や対中政策、台湾問題等について会談を行った。エネルギー問題イコール安全保障問題であるとの認識のもと、米国側と時間を延長して会談が行われ、実りある会談となった。

他方、高市内閣は、年が明けた2026年1月19日、国民に向けて衆議院解散の意思表明を行い、1月23日召集の臨時国会の冒頭、解散を宣言、1月27日公示、2月8日投票で高市連立政権についての民意を問う総選挙に突入した。本県からは、1区西山尚利、2区根本拓、3区上杉謙太郎、4区坂本竜太郎が立候補、比例東北から元職の菅家一郎氏が立候補し開票の結果、全員当選した。結果、与党自民党は、316議席を獲得、単独で2/3を上回り歴史的な大勝利を飾った。また、連立相手である維新の会の議席と合わせ354議席となり、戦後最大与党となった。高市首相は、2月18日、第221特別国会において105代内閣総理大臣に指名され、第二次高市政権がスタートした。

このように、2025年は国内外に大きな変化が生まれ、我国の政治・経済・社会の構造が大きく転換し始めた「激動の年」となった。

本県油政連は、は2025年度において、県内のSSネットワークの維持・強化に向け「石油販売業者の公正な経済活動の推進と業界の安定を図るための政治活動」、「石油流通秩序の確立と国民経済の安定維持のための政治活動」、「油政連の趣旨に賛同し、かつ目的達成に協力する者の政界進出に対する後援」を旗印に福島県石油商業組合とともに、全力でその実現に取り組んだ。特に自民党・石油流通問題議員連盟(逢沢一郎会長・以下、石油流通議連)の力強い支援を得ながら、ガソリン・軽油の旧暫定税率廃止に係る諸問題等、石油販売業が直面する課題に対応してまいったほか、福島県議会与党議員で構成された福島県石油流通政策懇談会(鈴木智幹理事長・以下県政策懇談会という)、さらには関係省庁、県各部局等に対して要望活動を行うなどの確に対応した。

(1)ガソリン税暫定税率廃止法案

ガソリンの暫定税率は、2009年、道路財源から一般財源化となった時点で、その収税根拠を失っており、油政連としては、当時から廃止すべきであると繰り返し要望を重ねてきた。今般、保守系野党が台頭し、自民党が衆参双方とも少数与党となったことにより、与党税調が刷新され、長年の懸案が解消されたものである。

1)ガソリン税暫定税率廃止法案 (2025/8/1)

少数与党となった自民党と野党8党の合意に基づき、8月1日の臨時国会に本案では、11月1日から施行でガソリンの暫定税率廃止法案を提出した。しかし、8月末の石破首相の辞意表明を受けて、与党自民党の総裁選挙などの日程が大きく影響し法案成立が不透明となった。(この時点での野党案には、「軽油引取税」の暫定税率廃止(17.1円)は、含まれていなかった。)

◆高市内閣による旧暫定税率廃止法案合意

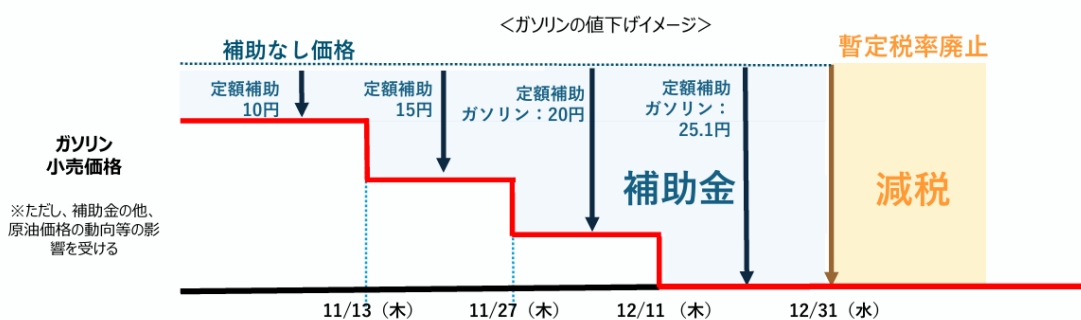
10月21日、高市早苗内閣が発足すると10月30日の実務者協議を経て11月5日の6党党首間協議により、ガソリンの旧暫定税率の年内廃止が正式に合意された。軽油についても旧暫定税率の廃止が合意されたが、自治体の財政年度等に配慮し、令和8年4月1日が廃止日となり、令和8年3月31日までの間は、基金を活用し、17.1円の補助金で対応することとなった。

◆「ガソリン・軽油の当分の間税率(暫定税率)の廃止に向けた補助金の段階的拡充について」

- 急激な価格変動による流通の混乱を抑制するため、ガソリン・軽油に対する補助金(定額引下げ措置)を暫定税率と同水準まで段階的に拡充する。
- 1回あたりの変動幅を最大5円程度に抑えながら、以下のとおり支給単価を拡大する。
- その上で、ガソリンの暫定税率は、12月31日に廃止する。軽油の暫定税率は、地方自治体の財政年度が開始する令和8年4月1日に廃止する。

<補助金拡充のスケジュール>

	現行	11月13日～	11月27日～	12月11日～12月30日
ガソリン	10円/L	15円/L	20円/L	25.1円/L
軽油	10円/L	15円/L	17.1円/L	17.1円/L



(2) 軽油引取税特別徴収義務者交付金増率にかかる福島県に対する要望

総務省が令和7年12月26日、総務省自治税務局から各都道府県税務主管課に対し、軽油引取税の当分の間税率(旧暫定税率)の廃止に伴う特別徴収義務者に対する交付金の取扱いについて、「令和8年度の交付額を現在の交付率2.5%を4.9%に増率し、令和7年度の特別徴収義務者交付金(軽油引取税収の2.5%に相当する金額)と同水準となるよう適切に対応してほしい」旨の通知を行った。

これは、油政連が要望を重ねていたもので努力が実った形となった。この交付率は、各自治体が最終的に判断するものであるため、当組合は、令和8年度における交付率を速やかに4.9%に引き上げていただくよう1月8日、2月3日の両日、中村理事長、鈴木副理事長から税務当局及び内堀雅雄知事に対して要望を行った。

なお、この措置は、令和8年度のみのものであり、令和9年度以降について当初の要望の通り、交付率5.35%獲得に向けて引き続き政府及び関係省庁に要望していく。

(3) イラン情勢に伴う対応について

2026年2月28日、アメリカとイスラエルはイランに対して大規模な攻撃を開始した。その後、事実上ホルムズ海峡が封鎖され、原油輸入が困難となるなど、当面出口が見えない状況の中で、油政連・県石商は、高騰する石油製品価格、政府の激変緩和措置、備蓄の取り崩しなど中東情勢に伴う一連の対応や状況について説明を行った。

3月7日に、機関紙『ぜんせき』折り込みで『原油高騰ポスター』を発送したのをはじめ、全組合員に対し、ハイラン情勢に関する仕入れ状況、価格状況等についてアンケート実施するとともに、原油価

格が高騰する中、適正転嫁を訴える文書を発出した。

また、官公需契約において適切な価格改定が進むよう県政策懇談会援を求めると同時に各自治体に説明と要望を行った。

全国油政・全石連も3月9日に全石連の森洋会長から石油議連の事務局長である山際大志郎衆議院議員へ陳情した結果、同議員から総務省事務次官、資源エネルギー庁長官へ要請が行われました。3月19日には、全石連の加藤庸之副会長・専務理事および油政連の杉谷博教常務理事が山際議員とともに上月良祐参議院議員に陳情したところ、総務省および資源エネルギー庁に要請が行われ、結果として、契約価格の改定について柔軟な変更を求めた通知文が全国の自治体担当部局宛てに発出された。

(4) 国庫補助事業について

1) 石油流通関連 令和7年度補正予算・令和8年度当初予算の獲得

石油流通議連の協力の下、政府・与党、さらには財務大臣や経済産業大臣等に対してSS業界への支援要望を重ねた結果、ガソリンの旧暫定税率廃止に伴う中小SSへの影響を鑑み、特に補正予算において手厚く支援することとされ、石油流通関連予算として2025年度補正予算にて190億円、2026年度当初予算にて65.5億円の計255.5億円が措置されることとなった。

2025年度補正予算においては、『SSネットワーク維持・強化支援事業』として120億円が措置され、一部当初予算に計上される対象設備を除き2024年度補正予算と同様の設備が引き続き支援されるとともに、新たに水検知計量機が補助対象設備に加えられた。

さらに、ガソリンの旧暫定税率廃止スキームが短縮されたことによって経営に影響を受けた中・小規模事業者を支援するために、『当分の間税率廃止に伴い影響のあるSSへの経営再建支援事業』として40億円が別途措置された。これは、2事業から構成されており、『小規模事業者の事業継続支援』にて、小規模SSの安全検査対応や業務安全対策等が支援され、『中小企業者の油外収益確保等の取組支援』にて、中小SSの異業種連携による油外収入の確保に資する設備投資等が補助されることとなった。

また、旧暫定税率の廃止に伴い影響を受けたSSへの金融支援として30億円が措置された。運転資金の借り入れに対して、『経営安定化特別利子補給制度』による利子の一部補給と、『経営安定化特別保証制度』による債務保証が実施されることとなった。

内 訳	2026 当初+2025 補正		
	26 当初 (令和 8)	25 補正 (令和 7)	計
【補正予算】暫定税率により影響を受ける SS への支援		190.0	190.0
(1)SS ネットワーク維持強化支援事業費補助金		160.0	160.0
①SS ネットワーク維持強化支援		(120.0)	
②当分の間税率廃止に伴い影響のある SS への経営支援事業 -災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業		(40.0)	
(2)暫定税率廃止に伴う影響のある SS への資金繰り支援	30.0	30.0	

I. SS の災害対応能力等の強化・地域供給力強化の構築	11.7		11.7
(1)災害に備えた地域エネルギー供給拠点整備事業費	5.8		6.7
①地下タンクの入換、大型化	(1.9)		4.8
②ペーハー回収機設備の導入支援			
③自家発電機の入換	(2.0)		
④緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練事業	(1.9)		
(2)地域における新たな燃料供給体制構築支援事業費	5.3		1.9
①先進的技術開発支援事業	3.0		40.6
① 自治体における取組の支援事業	2.3		
(3)災害時に備えた社会的重要インフラへの自営的燃料備蓄の推進事業費補助金	0.6		
①普及啓発事業	0.6		
II. 離島・SS 過疎地域対策、環境安全対策	41.0		41.0
(1)離島・SS 過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業	41.0		44.1
1)離島のガソリン流通コスト対策事業費	29.5		29.5
2)離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業	1.7		1.7
3)環境安全対策等	9.8		9.8
①漏洩防止対策(FRP)	8.2		8.2
②地下タンクの撤去			
③地下タンクの効率化等	1.6		1.6
④検知検査			
III. 石油製品の品質確保	12.8		11.3
合計	65.5	190.0	255.5

(5)官公需受注拡大に向けた取り組みと石油需要防衛（災害協定と官公需の一体化の推進）

平時は競争入札で県外業者等から安値調達を行いながら、災害時に当該事業者が供給できなくなると、災害協定を盾に地元石油組合および組合員に燃料供給を要請し、平時に戻ると再び競争入札で県外業者等からの調達に戻る、いわゆる『いいとこ取り』を解消して、災害協定と官公需の一体化を推進するべく県石商・協と連携して取り組んだ。

各地での『いいとこ取り』の具体的事例や災害協定と官公需の一体化に係る課題を県政策懇談会で報告するとともに、国の機関や地方自治体等が、国の契約の基本方針に基づく適切な調達を実行できるよう支援を要請した。

1)令和8年度福島県予算要望聴取会・関係部局歴訪

令和7年9月9日(火)開催の令和7度福島県予算要望聴取会において、中村理事長、油政連役員から下記について要望した。その前段として、県関係部署を訪問し要望を行った。

▶県庁関係部局巡廻

14:00～14:30 税務課 課長 及川宗郎氏 以下4名 税務課内

14:30～14:50 危機管理部 課長佐久間止楊氏 副主査佐瀬郁馬 災害対策課案内 北庁3F

▶15:10～15:30 令和8年度 福島県予算編成各種団体要望聴取会

○県議：高宮光利、渡辺義信、山田平四郎、渡辺康平、佐藤政隆、佐々木彰、佐藤徹哉、江花圭司

○県石商・協・油政連 理事長 中村謙信 副会長 松原行一 常任幹事(政策委員長) 池嶋公二
参事 小林 勝 専務 小貫浩義 事務局長 佐藤利昌 主任 鎌田聖弘 8名

【要望項目・所管部局】

I. 官公需適格組合の活用促進と災害協定と官公需の一体化についての要望(継続)

【関係部課】:①総務部財政課、②出納局入札用度課、③危機管理部災害対策課

II. 軽油販売貸倒発生時の軽油引取税還付制度適用範囲の拡大について(継続)

【関係部課】:総務部税務課

III. 中小企業対策の推進、SS 過疎地に対する支援(継続)

【関係部課】:①企画調整部 地域振興課 ②危機管理部 災害対策課

IV. 災害発生時の石油製品の供給維持に向けた取り組みに関する要望(継続/要予算措置)

住民拠点 SS【関係部課】:危機管理局 災害対策課

◆「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」抜粋(2025年4月22日、閣議決定)

1. 中小石油販売業者に対する配慮に関する事項(基本方針)

第2-3-(7)中小石油販売業者に対する配慮

国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、②及び④に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。

① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。

② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとすること等を十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。

③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、極力上記2(2)①に掲げる分離・分割発注を行うこと。

④ 燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

第2-4「ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進」

(5)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。さらに、発注者である国等は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、受注者から請負契約の内容の変更について協議の申出があった際には誠実に応じなければならない。なお、この場合における誠実な協議については、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことがないように留意する。

② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

③上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日策定。以下「労務費の指針」という。)の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉促進月間のフォローアップ調査において、国等が調査対象であると明示されたことを踏まえて、受注者から発注者として価格転嫁の状況を評価される立場であることを留意し、公共工事においては、コスト増加分の転嫁を行う条項を契約に適切に設定し、複数年度にわたる物件及び役務の契約においては、「労務費の指針」を参考にして発注者として行動し国等から少なくとも年に1回以上の協議を行うように努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

3.組合の活用に関する基本的事項(基本方針第3「2」関係)

(1)事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

①国等は中小企業協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づいて設立された事業協同組合等及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。

②中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援するものとする。

(2)官公需適格組合の活用

①国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査にあたっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用を努めるとともに中小企業庁は、地方推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して所要の措置が講じられるよう要請するものとする。

(6)SS 過疎と災害時対応(=商組共同)

【◆災害発生時の石油製品の供給維持に向けた取り組みに関する要望】

政府は、能登半島地震の際の石油製品の供給を教訓として、SS 過疎地や中核 SS 空白地域の災害時の燃料供給問題を改善するため令和6年度補正予算において「災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業」が措置された。

このことを踏まえ福島県に対し、政府の求める通り、県の8年度予算において次の通り予算化されるよう要望した。

1)「中核 SS」石油製品在庫管理に対する継続支援について

平成25年度補正予算の「災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業」において大規模災害の発生時、地域における石油製品の供給拠点となり、警察・消防等の緊急車両に対して優先給油を実施する役割を担う給油所(以下「中核給油所」という)を運営する揮発油販売業者等が、同給油所に一定の燃料の備蓄を行うことにより災害時における石油製品のサプライチェーンの維持に向けた取組に要する経費に対して、国と自治体が連携して補助する制度がスタートした。平成26年度は、国が備蓄に係る「燃料購入費用」及び初年度における「燃料保管管理費用」を負担し、次年度(27年度)からは、都道府県等が「燃料保管管理費用」を、それぞれ予算化。

これを受けて福島県は、当時(平成27年)福島県石油商業組合との間で既に締結している「災害協定」に「石油製品の在庫管理に関する条文を追加」し、福島県内54カ所の「中核 SS」における

在庫確保管理(SS在庫:ガソリン2.5KL、軽油2.5KL/小口配送拠点在庫:灯油、重油計20KL)及び報告義務に対し、予算措置を行い、事業を実施。現在も実施中。

これについて引き続き、「中核SS」に対する石油製品の在庫管理維持のための予算の確保について措置されるよう要望した。

2)「住民拠点SS」石油製品在庫管理に対する支援(新規)

◆政府の令和6年度補正予算:「災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業」◆

「中核SSに加え、自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域の住民の方々に給油できる『住民拠点サービスステーション(以下「住民拠点SS」という)』等を運営する揮発油販売業者が、同SSに一定の燃料の備蓄を行うことにより災害時における石油製品の安定供給を確保し、SSネットワークの維持・強化を支援するための取組に要する経費に対して、国と自治体が連携(※)して補助する事業。

これについて、県災害対策課は中核SS同様、あらたに「住民拠点SS(48SS)」についても、災害時の石油製品の安定供給の確保のため、平成8年度予算において、石油製品の在庫管理維持のための予算について措置されるよう財政当局に要請した。

【※国が備蓄に係る「燃料購入費用」及び初年度における「燃料保管管理費用」を、都道府県等が次年度以降における「燃料保管管理費用」を、それぞれ支援。】

3)人件費等コストアップに伴う管理費用の拡大(自民党要望聴取会)

2023年、2024年の2年間の平均昇給率の各指標の合計が約8%~10%となっていること。さらに(2025年)の昇給率も勘案し、これまでの「石油在庫管理費(1SS29,000円/年)」を10%程度の上乗せ、増額を要望した。

2. 自民党石油流通議連及び「SSの新たな利活用をめざすプロジェクトチーム」の活動

(1)SS網維持へ油政連・全石連 特別支援を要望

総会では、全国石油政治連盟の西尾恒太会長と全石連の森洋会長から、SS特別支援予算の確保や税制改正要望に加えて、『新しい枠組み』の実現や次世代燃料(バイオ燃料・合成燃料)の早期実用化に向けた支援強化、燃料油価格定額引き下げ措置の周知徹底などを盛り込んだ要望書が提出されました。議連を代表して、公務により欠席した逢沢会長に代わって、田中和徳会長代行が受け取りました。田中会長代行は「SSのユニバーサルが継続できるように全力を尽くす」と答えました。

(2)市場正常化および経営安定化に関する運動について『新しい枠組み』実現へ向けて

2025年度も石油流通議連・SSの新たな利活用をめざすPTを中心として、公正取引の実現に向けて特に不当廉売規制の実効性確保について強く要望を重ねました。公正取引委員会は、2026年2月には京都府内の事業者に対して不当廉売に当たる恐れがあるとして警告を行いました。依然として大手流通業の店舗併設SSに関しては、不当廉売の要件を満たさないとの見解を示している。

同PTでは、このような現行の規定で対処が難しい課題に対しては、『新しい枠組み』による、これまでとは異なるアプローチで解決を目指すべく引き続き検討していく方針。

1) 第一回「SSの新たな利活用をめざすプロジェクトチーム（5月22日、衆議院第二会議室）」

自民党石油流通問題議員連盟(逢沢一郎会長)は5月22日、総会を開き(写真)、「SSの新たな利活用をめざすプロジェクトチーム(座長＝田中和徳会長代行)」で議論を重ねてきたSSネットワークの維持・強化を図る『新しい枠組み』の実現を目指す『課題の進捗状況と今後の検討の方向性』を取りうるスベツまとめた。「災害協定と官公需の一体化」で一定の成果をあげる一方、大手流通業など大規模SSの出店攻勢やガソリン廉売の拡大により、SSネットワークが崩壊の危機に直面する中、立法措置も視野に入れた『新しい枠組み』の実現に向け、資源エネルギー庁と公正取引委員会に対し、有識者等を交えた取り得る施策の検討を申し入れた。それらの結果も踏まえながら、秋のPTで引き続き具体策を検討していくことを決めた。

2) 第2回「SSの新たな利活用をめざすプロジェクトチーム(10月7日 衆議院第二会議室)」

前回、宿題としていた資源エネルギー庁と公正取引委員会に対しそれぞれ具体策の検討結果の説明を求めた

【経済産業省】

① 新たな地域燃料流通に関する研究会(仮称)の開催

●SS は、給油や灯油等の配送を通じ国民生活や経済活動を支える重要なインフラであるとともに災害時には被災地復旧のための車両や電源車等への給油、重要施設の燃料供給の役割を担い「最後の砦」として機能するため CN を目指す中であっても SS ネットワークを維持・強化していくことは重要。

●石油製品需要は減少傾向にあり、過疎地では SS ネットワークの維持が困難になっている。また、低価格販売が、災害時に必要な SS ネットワークを SS ネットワークを既存している。

●こうした課題に対応するため、「新たな地域燃料流通に関する研究会」を立ち上げ、地域における SS ネットワークの現状や取り組み状況を踏まえ、SS ネットワーク維持のあり方について検討する。

●これらを通じ自治体とも連携した地域の燃料供給体制確保などの取り組みをしていく。

1) 地域で確保すべき燃料供給の把握と自治体との連携

2) 地域 SS などの燃料流通業の事業継承や多角化を進める取り組み

3) 官公需における災害時の円滑な燃料供給に向けた取り組みの検討

4) 大規模事業者による SS ネットワークへの影響

【公正取引委員会】

○有識者に対するヒアリングの実施

経済法学者、石油流通研究者に対して不当廉売規制の解釈や・運用、新しい枠組み等に関する意見を聴取した。

◆ヒアリングまとめ:

不当廉売に係る規定(法定不当廉売、告示不当廉売)の解釈運用について、法定不当廉売よりも告示不当廉売の方が価格要件の適用が広いという基準に対する考えは共通しているが、告示不当廉売を活用するとしても、やはり総販売原価を下回ることを前提とするものであった。

影響要件のみでの不当廉売規制の可能性について、総じて、独禁法、不当廉売規制の考え方や消費者への影響の観点などからは難しいとの意見が共通してみられた。

一方で、大規模事業者等に対し、競争政策以外の観点から、エネルギー政策としてSSネットワーク維持を直接の目的とする業法により規制することなどはあり得るとの意見も概ね共通していた。ただし、国民の納得を得ることの難しさや、適正原価の考え方などについての懸念を述べる有識者もいた。

2)第3回「SSの新たな利活用をめざすプロジェクトチーム(3月5日 衆議院第1会議室)

軽油引取税の旧暫定税率廃止を巡る諸課題について

新たな地域燃料流通に関する研究会について

新しい枠組みの今後の進め方について

II 運営組織の状況に関する事項

1. 油政連総会の開催

(1)招集年月日 令和7年4月24(水)

(2)開催日時及び場所

①開催日時 令和7年5月28日(水) 午後3:00分より

②開催場所 ホテル福島グリーンパレス 福島市太田町13-53

(3)理事・監事の数及び出席理事、監事の数

①理事 32人 監事 3人

②出席理事 27人 出席監事 1人

(4)総代数及びその出席総代数

①総代数 42人

②出席総代数 42人(本人出席12人 委任状出席26人)

(5)議長の氏名

瀬戸秀則氏

(6)議事

「議案第1号 令和6年度事業報告について」及び

「議案第2号 令和6年度収支決算及び剰余金処分(案)について」

「議案第3号 令和7年度事業計画(案)について」、

「議案第4号 令和7年度収支予算(案)について」

「議案第5号 令和7年度組合費の賦課基準・徴収方法及び徴収時期(案)について」

「議案第6号 常勤役員報酬(案)について」

「議案第7号 令和7年度借入金残高最高限度額(案)について」

「議案第8号 役員の一部補選(案)について」

〈理事〉

中村謙信 鈴木史昭 倉島卓史 佐藤晃司 小沼利夫 三瓶司 鈴木實 根本一男 伊

東雅文 鷺足直樹 池嶋公二 小峰栄良 白石 潔 岡部弘一 佐々木俊雄 星野網男 遠藤
雄司 広田昌二郎 松原行一 川瀬直史 木村昭義 根本克頼 吉田知成 立谷惣一 野地庄
蔵 小林 勝 小貫浩義
〈監事〉 齋藤政喜 宗像 美 丸山 孝

2. 幹事会の開催状況

(1) 第一回幹事会

- ①開催日時 令和7年4月23日(水) 12:00～
- ②開催場所 福島石油会館 福島市黒岩字林の内5番地
- ③理事数 32名
- ④出席理事 23名

中村謙信 池嶋公二 松原行一 根本一男 根本克頼 白石 潔 西形吉和 佐藤晃司 小
沼利夫 三瓶 司 伊東雅文 鷺足直樹 下重稔(代) 小峰栄良 星野網男 菊地義久 川瀬
直史 野地庄蔵 三浦達也(代) 吉田知友 立谷惣一 小林 勝 小貫浩義

⑤議案

1. 商・協組議案

- ・議案第1号 令和6年度事業報告(案)及び決算見込みについて
- ・議案第2号 令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について
- ・議案第3号 理事の補選について

2. 油政連

- ・議案第1号 令和6年度事業報告(案)及び決算見込みについて
- ・議案第2号 令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について
- ・議案第3号 令和7年度 第27回参議院選挙候補者について

(3) 第2回監事会

- ①開催日時 令和7年11月27日(木) 12:00～
- ②開催場所 福島石油会館 福島市黒岩字林の内5番地
- ③理事数 32名
- ④出席理事 21名

⑤協議予定項目

- (1) コンプライアンス委員会の設置・委員について
- (2) 暫定税率廃止法案・新税の創設問題について
- (3) 令和8年度概算要求について
- (4) 2026年度税制改正要望について
- (5) 石油増税反対総決起大会について
- (6) 経営委員会報告 県内の市況、ダンピング入札について

⑥報告事項

- (1) 令和8年度県予算編成に対する要望事項
- (2) 「いわき市ガソリン灯油等購入支援事業」について

油政連

(3)令和 8 年度概算要求(石油流通関係)について

(4)令和 8 年度税制改正要望(案)について

3. 油政連三役会議

(1)第1回

○開催日・日時・場所:令和7年4月23日 11:00～ 福島石油会館

○主な議題:令和6年度事業報告/決算報告/令和7年度事業計画・予算案審議/役員の改選等

(2)第2回

○開催日時・場所 令和7年7月17日(木) 11:30～ 福島石油会館

○主な議題 長野県第三者委員会報告、燃料激変緩和事業第12フェーズ

(3)第3回

○開催日時・場所 令和7年10月28日(火) 14:00～ 福島石油会館

○主な議題 上期決算・事業報告

(4)第4回 令和7年11月27日(木)11:00 福島石油会館

○主な議題 役員の改選スケジュール・旧暫定税率の廃止について

(5)第5回

○開催日時・場所 令和8年2月3日(火)12:00 福島石油会館

○主な議題 今後の執行体制について、令和8年度石油流通関係当初予算、7年度補正予算、第51回衆議院議員選挙について

(6)第6回

○開催日時・場所 令和8年3月24日(火)11:00 福島石油会館(火)11:00 福島石油会館

○主な議題 県石油組合(商協)令和7年度決算見込み・令和8年度予算案

4. 令和8年石油三団体新年賀詞交歓会

○開催日時・場所 令和8年1月27日(火) 12:00～ ホテル福島グリーンパレス

参加人数 69名 国会議員、県議会議員、関係団体、理事、総代

5. 令和7年度第一回 福島県石油流通政策懇談会 (幹事会同日開催)

(1)開催日 令和7年6月30日 15:00～16:30

(2)会場 杉妻会館 3階百合

(3)出席者(敬称略)

[自民党県連]

幹事長 矢吹貢一、総務会長 佐藤雅裕、政務調査会長 鈴木 智、自民事務局菊池

[全石連] 全国石油商業組合連合会 常務理事 坂井 信

[石油組合] 理事長 中村謙信 副理事長 鈴木史昭 副理事長参事 小林 勝 理事(郡山支部長)

伊東雅文 総代 瀬戸秀典 監事(福島副支部長) 斎藤政喜 専務理事 小貫浩義

事務局 佐藤利昌

〈協議・意見交換〉

協議事項 1:「ダンピング入札問題」「災害協定と官公需の一体化」の進捗について

◇要望の概要は以下の三点

- ① 「中小企業に関する国等の契約の方針」に鑑み、自治体は、石油製品の安定供給に対する認識を深め、平時・災害時への石油製品の購入方法(随意契約)を検証・再構築すること。
- ② 災害時のみ石油組合や地場 SS に供給を求める「災害協定における片務契約」を改めること。
- ③ 競争入札をせざるを得ない場合は、災害時でも安定供給が可能となるよう「地域要件」や「災害協定締結」を盛り込むこと。

○佐藤雅裕総務会長

県当局の動向としては、政府の中小企業の契約の方針については、令和7年6月6日付で商工労働部から各部局、振興局、警察署等全部局に対して、「地元中小企業の活用」を通達したとの報告を受けている。また、同日、災害協定と官公需の、一体化、ダンピング入札については、地元石油販売業者を活用するよう危機管理部長名で全部局に通達した。特に、災害時に避難所となる「県立高校」については、地元事業者の供給が災害時には不可欠であることから、地元石油販売事業者から購入するよう特に配慮するよう文書で通達した。引き続き、自民党としては、関係部局への動きについてウオッチしていきたい。

○矢吹貢一幹事長

今までの意見交換から、災害時の石油製品の県外業者からの安定供給には大きな課題があることを深く理解した。危機管理部に対しては、県立高校の「灯・重油」の災害時における安定供給を、どのように考えているのか。また、今後、災害時に「灯・重油」の安定供給できる体制構築に向けて、危機管理部に要請したいと考えている。しかし、今般の、危機管理部長名で県全部署に出された文書は、かなり重いものとなると理解している。秋以降の入札問題の解消に繋がるよう期待している。

6. 令和8年度福島県予算要望聴取会・関係部局歴訪

令和7年9月9日(火)開催の令和7年度福島県予算要望聴取会において、中村理事長、油政連役員から下記について要望した。その前段として、県関係部署を訪問し要望を行った。

▶県庁関係部局巡廻

14:00～14:30 税務課 課長 及川 宗郎氏 以下3名 税務課内

14:30～14:55 危機管理部 課長 佐久間止揚氏 副主査 佐瀬郁馬 災害対策課案内北庁3F

▶15:10～15:30 令和8年度 福島県予算編成各種団体要望聴取会 総務委員会室

○県議:高宮光利、渡辺康平、太田光秋、渡辺義信、山田平四郎、佐藤政隆、江花圭司、佐藤徹哉、江花圭司

○県石商・協 油政連: 理事長 中村謙信 副会長松原行一 常任幹事(政策委員長)池嶋公二、参事小林 勝 専務 小貫浩義 事務局長 佐藤利昌 主任 鎌田聖弘 8名

【要望項目・所管部局】

I. 官公需適格組合の活用促進と災害協定と官公需の一体化についての要望(継続)

【関係部課】:①総務部財政課、②出納局入札用度課、③危機管理部災害対策課

II. 軽油販売貸倒発生時の軽油引取税還付制度適用範囲の拡大について(継続)

【関係部課】:総務部税務課

III. 中小企業対策の推進、SS 過疎地に対する支援(継続)

【関係部課】:①企画調整部 地域振興課 ②危機管理部 災害対策課

IV.災害発生時の石油製品の供給維持に向けた取り組みに関する要望(継続/要予算措置)

【関係部課】:危機管理局 災害対策課

7. ガソリン税・軽油引取税の旧暫定税率廃止問題に係る要望(2025年9月10日)

ガソリン税・軽油引取税の旧暫定税率廃止問題については、先の合意文書に基づき、与野党間で協議が行われている。本件をめぐる現下の検討状況を踏まえ、全石連、油政連は、石油流通問題議員連盟 会長 逢沢 一郎 先生、SSの新たな利活用をめざすPT 座長 田中 和徳 先生 に対して次の通り要望した。

【1】旧暫定税率を廃止するにあたってはSS現場の混乱回避策を講じるべき

○全石連は、長年、自動車ユーザーの負担軽減のため、課税根拠が失われたガソリン税・軽油引取税の旧暫定税率の廃止を要望している

○旧暫定税率の廃止にあたっては、現行の定額引下げ補助金を活用しても大幅な価格変動(ガソリン15.1円/L、軽油引取税7.1円/L)となることから、買い控えや駆け込み客の殺到等によるSS店頭やローリー一配送の混乱、資金繰り問題などが発生する懸念があることから、SS現場の混乱を回避するための対策を講じるべき

【2】ガソリン税の旧暫定税率廃止をめぐる要望について ① ガソリン補助金の段階的引き下げ期間は十分な間隔を確保した上で実施すべき

○ガソリンの旧暫定税率廃止について、野党法案では、現行のガソリン補助金を段階的に拡充し、現時点で暫定上乗せ分との差額(15.1円/L)を3段階(概ね1回あたり5円/L)に分けて引き下げを行うことが想定されているところ

○一方、SS事業者の中には、引き下げ前の高値在庫を売り切るのに一定期間を要することから短期間で引き下げはSS(特に中小零細企業)の経営に打撃となるため、段階的引き下げ期間は長ければ長いほどよく、十分な間隔の確保を要望。特に最後の25.1円分まで引き下げられた後、旧暫定税率廃止までの期間は長めに取って損失を被ることがないようにすべき。但し、その際は需要の大きい年末年始は避けるべき

② 消費者やSS事業者への制度周知が重要であり、国による周知広報を徹底すべき

○暫定税率廃止については、消費者やSS事業者等への制度周知が重要であり、十分な周知期間を確保した上で、国による周知広報を徹底すべき

○特に、消費者が価格の低下を見込んで買い控えているときに、万一災害が発生した場合、大きな混乱が生じることを懸念。買い控え防止や「ガソリン満タン運動」の周知など、災害時を想定した周知広報にも十分配慮すべき

【3】軽油引取税の旧暫定税率廃止を巡る要望について

① 軽油引取税の「特別徴収義務者交付金」の減収に伴う交付率の引き上げを要望

○軽油引取税の特別徴収義務者には、一般的な特別徴収事務と異なる特別な事情があることにかんがみ、通常必要とされる事務経費を超える経費の一部を補助する趣旨から、軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金制度(※1)が認められているが、旧暫定税率廃止に伴い当該交付金が減収(▼120億円)となる見込み(※2)

(※1) 昭和48年度に制度化。現行交付率は2.5%(平成2年10月1日付:自治省税務局長通知:当時)

(※2) 2025年度軽油引取税収ベースで試算:現行225億円。暫定廃止後105億円 ⇒▼120億円減収見込み

○特別徴収義務者(地方税法に基づき指定を受けた者)では、必要な人員を配置した上で特別徴収事務を行っているが、特別徴収事務は税率が下がっても作業量やコスト負担は変わらないこと、さらには平成2年から交付率は35年間変わっておらず、この間の人件費はじめ労務費等の負担も増加していることから、軽油引取税の「特別徴収義務者交付金」の減収に伴う交付率の引き上げを要望

② その他 (【2】ガソリン税同様)

○軽油補助金についても、段階的引下げ期間の十分な間隔等により現場の混乱を回避すること、及び運送事業者やSS事業者等への国による周知広報を徹底すべき

8. 税制改正要望について

2026年度税制改正要望では、ガソリン税・軽油引取税の当分の間税率(旧暫定税率)の廃止を求めた要望項目を拡充して、ガソリンの旧暫定税率が廃止される際のSS地下タンク等で所持しているガソリン流通在庫分に係る手持ち品控除(還付)措置を追加で要望した。

また、2026年3月31日に適用期限を迎える内航運送用船舶燃料や農林漁業用軽油等を対象とした地球温暖化対策税分に係る還付制度の延長も求めた。

これらの要望実現に向け、2025年度も全石連、石油連盟との共催で11月5日に東京・永田町の星陵会館において『石油増税反対総決起大会』を開催した。大会には油政連県連、石油組合ならびに元売各社から約300名が結集し、石油増税反対およびEV・FCV等との課税公平性の実現、SSネットワーク維持への支援を強く訴えた。出席された石油流通議連の逢沢一郎会長、自民党の小野寺五典税制調査会会長、日本維新の会の梅村聡税制調査会会長はじめ来賓の与党国会議員63名から賛意が示された。

こうした活動の結果、12月19日に決定した与党税制改正大綱では、異なる動力源間の税負担の公平性の観点から、EV等に対しても車体課税において、応分の負担を求める方針が示された。まず、自動車税および軽自動車税においては、2028年度以後に新車新規登録を受けた電気自動車(燃料電池車を含む)の乗用車に対して、車両重量に応じた課税方式を導入することとされた。次に、自動車重量税においては、令和10年5月1日以後に受ける車検時から、電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車の乗用車に対して、車両重量に応じて一定の負担を求めることとされた。いずれも、その仕組みや税率については令和9年度税制改正において決めることとなった。

また、内航運送用船舶燃料や農林漁業用軽油等を対象とする地球温暖化対策税分に係る還付制度は、2029年3月31日まで延長された。

(1)令和7年度 石油増税反対総決起大会

- ①これ以上、石油増税には絶対反対！
- ②自動車用エネルギーへの不公平な課税を許すな！
- ③これ以上ガソリンスタンドを減らすな！
- ④ 合成燃料の導入に向かって精販一体で取り組もう！

全石連と油政連は、石油連盟との三団体共催で、11月5日 11:00 永田町の星陵会館において、「石油増税反対総決起大会」が開催された。当県からは、中村謙信理事長、松原油政連副会長、根

本克頼副理事長が参加した。終了後、全国の石油組合と油政連関係者が関係議員に精力的な陳情活動を展開した。

- 総決起大会福島県出席議員(衆議): 坂本竜太郎、根本拓 参議): 森まさこ 星北斗 各議員
◎陳情 ○陳情議員:(衆)坂本竜太郎、根本拓 (参)森まさこ、星北斗議員

(2)令和8年度税制改正要望

1. これ以上の石油増税には絶対反対(炭素税等の新税の創設は絶対反対)
○石油には、既に5.7兆円もの巨額の税負担が課せられており、石油諸税のこれ以上の増税や、炭素税等の新税の創設には絶対反対
2. 地球温暖化対策税の引上げ(石油石炭税への上乗せ)には絶対反対
○地球温暖化対策のための石油石炭税引き上げ(3段階)効果の十分な検証が行われておらず、地球温暖化対策税の引上げ(石油石炭税への上乗せ)には絶対反対
3. 電気自動車(EV)・水素・燃料電池自動車(FCV)等との課税公平性の実現
○自動車関係諸税は、自動車ユーザーの過重な負担になっているとともに、現行のガソリン車やディーゼル車にはガソリン税・軽油引取税が課されているが、EVやFCV等についてはこうした税が課されておらず不公平。ついては自動車ユーザーの負担軽減を図るとともに課税公平性の確保など抜本見直しを速やかに図るべき
4. ガソリン税・軽油引取税の当分の間税率(旧暫定税率)の廃止及びガソリン流通在庫に係る手持ち品控除(還付)措置の実施【拡充】
○ガソリン税・軽油引取税の当分の間税率は課税根拠が失われており廃止すべき
○ガソリン税に係る当分の間税率(旧暫定税率)廃止の際には、SS地下タンク等で所持しているガソリン流通在庫分に係る手持ち品控除(還付)措置を講じるべき
5. 内航運送用船舶燃料等を対象とする地球温暖化対策税分に係る還付制度の延長
○内航運送用船舶燃料や農林漁業用軽油等を対象とする地球温暖化対策税分に係る還付制度を延長すべき(2026年3月31日で適用期限終了)
6. ガソリン税に係る消費税の上乗せ課税(タックス・オン・タックス)の廃止
○石油税制の抜本見直しを行い、とりわけ、国民・消費者の理解が得がたいガソリン税に係る消費税のタックス・オン・タックスは廃止すべき
7. バイオディーゼル燃料に係る軽油引取税の課税免除措置の創設【新規】
○現在、ガソリンに含まれるバイオエタノール分についてはガソリン税の課税免除措置が講じられているが、軽油については、植物由来の廃食油等から製造されたバイオディーゼル分を含めその全量が軽油引取税の課税対象となっている。
○ついては、バイオディーゼルを混和して製造された軽油に含まれる当該バイオディーゼル分についてはガソリン税同様、軽油引取税の課税免除措置を創設すべき
8. 中小企業関係税制
 - (1) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
 - (2) LLPに対する現物出資時の簿価譲渡を可能とする制度の創設
 - (3) 償却資産に対する固定資産税の廃止
 - (4) 外形標準課税の中小企業への適用拡大には断固反対等
(これ以上の中小企業向け租税特別措置の適用縮減については反対)

9. 令和8年度政府予算要望聴取会及び大臣陳情

令和7年12月4日 11:00 自民党本部大会議室
出席者: 自民党幹事長・政調会長等自民党幹部及び
福島県選出国會議員、県會議員



山田賢司経産省副大臣に陳情書を渡す松原油政連副会長

福島県各種団体等

組合出席者:松原行一(油政会長代理)、小林勝

陳情先:経産・財務大臣、副大臣、政務官、事務次官等

10. 2025年度 全国油政連会議等開催

月日	会議内容	場所
4月9日	自民党・石油流通問題議員連盟 SSの新たな利活用をめざすプロジェクトチーム(田中和徳座長。以下PT)(第24回)開催 全石連からの提言を受け、独占禁止法上の不当廉売規定における影響要件の取り扱いなど、不当廉売の実効性確保について議論した。また、SS過疎地問題について、全石連からの現状の取り組みと今後の課題・問題点に関する指摘を踏まえ、SS過疎地となっている自治体への啓発活動の強化に加え、自治体・国・石油業界の三位一体の連携強化による対応策の強化を確認した。	衆議院 第二 議員会館
4月24日	経済産業大臣への要望 自民党石油流通問題議員連盟の逢沢一郎会長、田中和徳会長代行、全石連の森洋会長は、経済産業省の武藤容治大臣(当時)を訪ね、5月22日から開始するガソリン等の燃料油価格定額引き下げ措置について、制度内容が消費者に正確に伝わるよう、情報提供や周知徹底を要請した。	経済産業省
5月13日	油政連理事会開催 2024年度事業報告案、収支予算案などについて審議が行われ、原案通り了承されたほか、7月に行われる参議院議員選挙への対応について確認した。	ビジョン センター赤坂 会議室
〃	自民党・石油流通問題議員連盟 SSの新たな利活用をめざすPT(第25回)開催 5月22日に開催予定の議連総会に上程する取りまとめ骨子案などについて議論。①『新しい枠組み』の実現に向けた今後の進め方②地方議会等との連携強化③SS業界に対する特別支援要望④燃料油価格定額引き下げ措置⑤災害協定と官公需の一体化の推進等8項目の課題の進捗と今後の検討の方向性について論点を整理し、総会に議連取りまとめを上程し、9月から再開予定のPTで、『新しい枠組み』についての具体策を検討していくこととした。	衆議院 第二 議員会館
5月22日	自民党・石油流通問題議員連盟 総会開催 SSの新たな利活用をめざすプロジェクトチームで議論を重ねてきたSSネットワークの維持・強化を図る『新しい枠組み』の実現を目指す「課題の進捗状況と今後の検討の方向性」を取りまとめた。災害協定と官公需の一体化で一定の成果を上げる一方、大手流通業など大規模SSの出店攻勢やガソリン廉売の拡大により、SSネットワークが崩壊の危機に直面する中、立法措置も視野に入れた『新しい枠組み』の実現に向け、資源エネルギー庁と公正取引委員会に対し、有識者等を交えた取り得る施策の検討を申し入れた。9月以降に開催予定のPTで具体策を検討していくことを決めた。	衆議院 第二 議員会館
6月10日	経済産業大臣へ要請 自民党石油流通問題議員連盟の逢沢一郎会長ら役員が経済産業省に武藤容治大臣(当時)を訪ね、平時・災害時を問わずエネルギー供給の“最後の砦”となるSSネットワークの維持強化に向けた、SS業界支援のための予算・税制・政策要望を盛り込んだ『ユニバーサルサービス確保のためのSSネットワーク支援要望』を手交し、その実現を強く訴えた。	経済産業省

油政連

	逢沢会長のほか、田中和徳会長代行、山際大志郎事務局長、中村裕之事務局次長、北村経夫事務局次長、長谷川淳二常任幹事、今枝宗一郎議員が出席した。	
6月17日	財務大臣へ要請 自民党石油流通問題議員連盟の逢沢一郎会長ら役員が財務省に加藤勝信大臣(当時)を訪ね、SSネットワークの維持強化に向けた、SS業界支援のための予算・税制・政策要望を盛り込んだ『ユニバーサルサービス確保のためのSSネットワーク支援要望』を手交し、その実現を強く訴えた。 逢沢会長のほか、田中和徳会長代行、山際大志郎事務局長、中村裕之事務局次長、北村経夫事務局次長が出席した。	財務省
6月18日	2024年度油政連下期監事会開催	石油会館
6月20日	自民党小野寺政調会長へ要請 自民党石油流通問題議員連盟の逢沢会長ら役員が自民党本部に小野寺政調会長(当時)を訪ね、SSネットワークの維持強化に向けた、SS業界支援のための予算・税制・政策要望を盛り込んだ『ユニバーサルサービス確保のためのSSネットワーク支援要望』を手交し、その実現を強く訴えた。 逢沢会長のほか、田中和徳会長代行、山際大志郎事務局長、中村裕之事務局次長、太田房江副幹事長(当時)、上月良祐常任幹事が出席した。	自民党本部
6月26日	油政連通常総会開催 石油会館において2025年度通常総会を開催。47都道府県の油政連会長らが参集し、今年度運動方針ならびに収支予算など上程した全議案を満場一致で承認した。また、7月に控えた参議院議員選挙においては、公職選挙法に則り公正な支援活動に努めることを確認し合った。	石油会館
7月10日	油政連緊急正副会長会議 7月20日投開票の参議院議員選挙に向けて緊急の正副会長会議を開催。選挙の情勢を共有するとともに、公選法に則り、さらに精力的な支援に励むことを確認し合った。自民党・石油流通問題議員連盟より田中和徳会長代行、山際大志郎事務局長が出席した。	石油会館
7月20日	第27回参議院議員選挙 投開票 自民党・公明党合わせた獲得議席数は47議席と過半数を割る結果となる。自民党・石油流通問題議員連盟所属の候補者のうち14名が当選を果たしたが、6名が議席を失う結果となった。	
8月29日	令和8年度予算概算要求決定 経済産業省が、石油流通関係予算では69.4億円の要求となる令和8(2026)年度予算概算要求を決定した。SSの災害対応能力強化に係る設備支援に加え、離島や過疎地域などでの燃料供給体制の維持・強化のための予算が計上された。	経済産業省
9月10日	自民党・石油流通問題議員連盟 SSの新たな利活用をめざすPT(第26回)開催 全石連・油政連より、旧暫定税率廃止問題について、SS現場の混乱回避策を講じること等を求めるとともに、災害協定と官公需の一体化の進捗状況などを報告した。また、「新しい枠組み」について論点を整理し、次回会合にて関係省庁からの報告を受けることとした。	衆議院 第一 議員会館
10月7日	油政連理事会開催 2026年度税制改正要望内容を了承するとともに、石油増税反対総決起大会の開催について確認した。	ビジョン センター赤坂 会議室
〃	自民党・石油流通問題議員連盟 SSの新たな利活用をめざすPT(第27回)開催	衆議院 第二

	全石連・油政連より、旧暫定税率廃止に向けた補助金の段階的な引き上げについて十分な間隔を確保することや政府広報による周知徹底を要望。資源エネルギー庁および公正取引委員会からは、「新しい枠組み」の実現に向けた施策の検討結果が報告された。	議員会館
10月24日	自民党、日本維新の会、公明党によるガソリン暫定税率廃止に向けた業界ヒアリング 全石連の森洋会長を招き、ガソリンの旧暫定税率廃止に向けた業界ヒアリングを3党で実施。自民党の小野寺五典税制調査会長から、2週間ごとに5円ずつ補助金を積み増していく方針が示された。応じた森全石連会長からは、在庫の回転率が低い中小SSに負担が生じる可能性が高いが、物価高騰に苦しむ消費者のため、石油販売業界として与党方針に沿い最大限努力する考えが示された。	衆議院 第二 議員会館
11月5日	石油増税反対・総決起大会 開催 星陵会館において、石油増税反対総決起大会を開催。石油業界から約400人が出席。63名の国会議員が来場した。自民党石油流通問題議員連盟の逢沢一郎会長をはじめ、自民党の小野寺五典税制調査会会長、日本維新の会の梅村聡税制調査会会長が立ち会い、SS網の維持やEV等との課税公平性実現等を訴えた。主催者を代表して森洋全石連会長があいさつし、西克司石油連盟副会長と喜多村利秀全石連副会長が意見開陳を行い、西尾恒太油政連会長が読み上げた大会決議を満場一致で採択。三原英人全石連副会長の発声でシュプレヒコールを上げた。また、大会後は参加者が各地元選出国会議員を歴訪して個別に陳情を行った。	星陵会館
11月28日	2025(令和7)年度補正予算案190億円が閣議決定 石油流通関係予算では、『SSネットワーク維持・強化支援事業費補助金』で総額160億円を措置することに加えて、旧暫定税率の廃止に伴い影響を受けるSSへの資金繰り対策として、30億円が措置された。	政府
12月10日	自民党・石油流通問題議員連盟 SSの新たな利活用をめざすPT(第28回)開催 全石連・油政連より、軽油の旧暫定税率廃止に伴い軽油引取税交付金の交付率を引き上げるよう要望するとともに、輸入玉による競争の不均衡について議論された。	参議院 議員会館
12月19日	2026(令和8)年度与党税制改正大綱 決定 自民党と日本維新の会は2026年度与党税制改正大綱を決定。EV等に対して重量に応じた車体課税を導入することとした。また、延長要望をしていた内航運送用船舶燃料等を対象とする地球温暖化対策税分に係る還付制度の延長が行われた。	自民党本部 ほか
12月26日	2026(令和8)年度当初予算案が閣議決定 政府は、2026年度予算案を閣議決定した。石油流通関係予算案額は65.5億円であり、今後、国会審議等を経て確定する。	政府
〃	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室は12月26日、各都道府県税務主管課に対し、軽油引取税の旧暫定税率廃止に伴う特別徴収義務者に対する交付金の取扱いについて、2026年度の交付金に係る経費は4.9%に相当する金額を前提に地方財政措置を講ずると通達し、交付金の交付率の決定の参考にするるとともに、適切に対応するように伝えた。	総務省
1月19日	2025年度上期監事会開催	石油会館
1月21日	油政連緊急正副会長会議 2月8日投開票の衆議院議員選挙に向けて緊急の理事会正副会長会議を開催。公選法に則り、さらに精力的な支援に励むことを確認し合った。	石油会館 リモート

1月27日	第51回衆議院議員選挙公示日	
2月8日	第51回衆議院議員選挙投開票 自民党は結党以来最多となる316議席を獲得。自民党は昨年7月の参議院議員選挙で過半数割れとなったため議会運営面では盤石とはいえ ないものの、衆議院で3分の2を超える勢力を得た。	
3月5日	自民党・石油流通問題議員連盟 SSの新たな利活用をめざすPT(第29回)開催 軽油引取税の旧暫定税率廃止をめぐる諸課題について、 ②「新たな地域燃料流通に関する研究会」について ③「新しい枠組み」の今後の進め方について	議員会館
3月18日	油政連理事会開催 2026年度運動方針案、収支予算案などについて審議が行われ、原案通り了承されたほか、6月に行われる通常総会における役員改選方法について確認が行われた。	石油会館 リモート

11. 役員に関する事項

(1) 役員の一部変更(事由:社内異動に伴う幹事の交代)

新	三浦達也 氏	カメイ(株)いわき支店	支店長	ENEOS
旧	木村昭義 氏	カメイ(株)いわき支店	支店長	ENEOS

※任期:前任者の残任期間(2025年5月~2026年5月末まで)。

(2) 幹事の氏名及び職制上の地位、担当

◇幹事

支 部	定 数	氏 名	社 名	役 職	系 列	備 考
福 島	3	鈴木史昭	(株)鈴木石油商会	社長	出 光	
		倉島卓史	(株)クラシマ	社長	ENEOS	
		西形吉和	(株)西形商店	社長	ENEOS	
伊 達	1	佐藤晃司	(株)富士屋商店	社長	ENEOS	
伊達川西	1	岡田盛雄	(有)オカダ石油ガス	社長	ENEOS	
安 達	1	小沼利夫	(株)福島オイルサービス	取締役部長	ENEOS	
本 宮	1	三瓶 司	(有)武田産業	相談役	コスモ	
郡 山	4	鈴木 實	佐藤燃料(株)	相談役	出 光	
		根本一男	根本石油(株)	会長	ENEOS	
		伊東雅文	伊東石油(株)	社長	ENEOS	
		鷲足直樹	カメイ(株)福島支店	支店長	ENEOS	
須賀川	1	橋本直子	須賀川瓦斯(株)	社長	M C	
西白河	1	池嶋公二	白河商事(株)	専務	出 光	
東白川	1	小峰栄良	岩下商店	社長	P B	
石 川	1	岡部弘一	(有)岡部商店	社長	ENEOS	
田 村	1	佐々木俊雄	(有)佐々木商店	社長	ENEOS	
会津若松	2	中村謙信	会津日石販売(株)	社長	ENEOS	

油政連

		星野綱男	(有)山田八太郎商店	専務	コスモ	
会津猪苗代	1	遠藤義幸	(有)遠藤商店	社長	出光	
会津喜多方	1	遠藤雄司	(有)エンドウ石油販売	社長	コスモ	
会津両沼	1	広田昌二郎	(有)江戸屋燃料店	社長	ENEOS	
南会津	1	菊地義久	(株)菊地商会	社長	コスモ	
いわき	3	松原行一	(資)松原商店	社長	ENEOS	
		根本克頼	根本通商(株)	社長	コスモ	
		川瀬直史	関彰商事(株)	支店長	ENEOS	
双葉	1	吉田知成	(株)伊達屋	社長	コスモ	
相馬	1	立谷惣一	(有)立谷商会	社長	ENEOS	
南相馬	1	野地庄蔵	(株)野地商会	社長	ENEOS	
農林漁業	1	三浦達也	カメイ(株)いわき支店	支店長	ENEOS	
青年部	1	白石潔	東白商事(株)	社長	出光	
員外	2	小林勝	県石油商・協組合	副理事長	参事	本部
同		小貫浩義	県石油商・協組合	専務理事		本部
計	32					

◆幹事

支部	氏名	社名	役職	系列
福島	齋藤政喜	(有)齋藤正松商店	社長	コスモ
田村	宗像美	(有)宗像清商店	社長	出光
いわき	丸山孝	(株)共栄商事	会長	ENEOS

◆油政連三役

役職	支部	氏名	社名	役職	系列	備考
会長	福島	樋口幸一	(株)樋口商店	社長	出光	
副会長	いわき	松原行一	(資)松原商店	社長	ENEOS	
常任幹事	西白河	池嶋公二	白河商事(株)	専務	出光	

◆顧問

役職	支部	氏名	社名	役職	系列
顧問	福島	西形健吉	(株)西形商店	会長	ENEOS
顧問	双葉	吉田俊秀	(株)伊達屋	会長	コスモ
相談役	郡山	鈴木實	佐藤燃料(株)	相談役	出光

12.令和7年度 国政選挙結果

(1)第27回参議院議員選挙

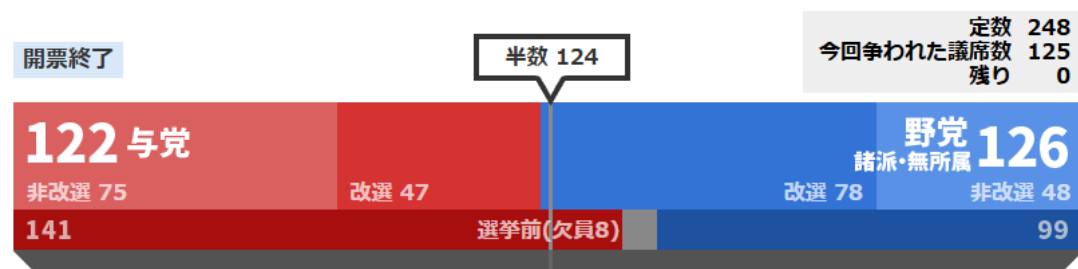
7月3日公示、7月20日投開票で第27回参議院議員選挙が行われた、本県からは、現職の

油政連

森まさこ候補と比例区からは佐藤正久氏が立候補。結果、劣勢が伝えられていた自民党であったが、自民党の森まさこ氏が4期目の当選を果たした。しかし、比例代表候補の佐藤正久氏が残念ながら、落選となった。また、全国油政連・石油連盟が全国比例区で推薦していた現職の和田政宗候補も落選となった。

福島 改選数 1		投票率 58.4% 開票終了			
◎ は当選または当確		▶ 政党略称			
氏名	党派	新旧	肩書	得票数	
 森 雅子	自 民	現	元法相	327,951	
 石原 洋三郎	立 民	新	元衆院議員	309,184	
 大山 里幸子	参 政	新	警備会社役員	184,286	
 遠藤 雄大	無所属	新	元県職員	26,632	
 越智 寛之	諸 派	新	I T会社社長	10,070	

◎ 与野党別獲得議席



◎ 党派別獲得議席

党派	与党		野党・諸派・無所属										
	自 民	公 明	立 民	維 新	共 産	国 民	れい わ	参 政	社 民	保 守	みん な	諸 派	無 所 属
合計 (選挙前)	101 (114)	21 (27)	38 (38)	19 (18)	7 (11)	22 (9)	6 (5)	15 (2)	2 (2)	2 (0)	0 (0)	2 (2)	13 (12)
選挙区	27	4	15	3	1	10	0	7	0	0	0	0	8
比例代表	12	4	7	4	2	7	3	7	1	2	-	1	-
非改選	62	13	16	12	4	5	3	1	1	0	0	1	5

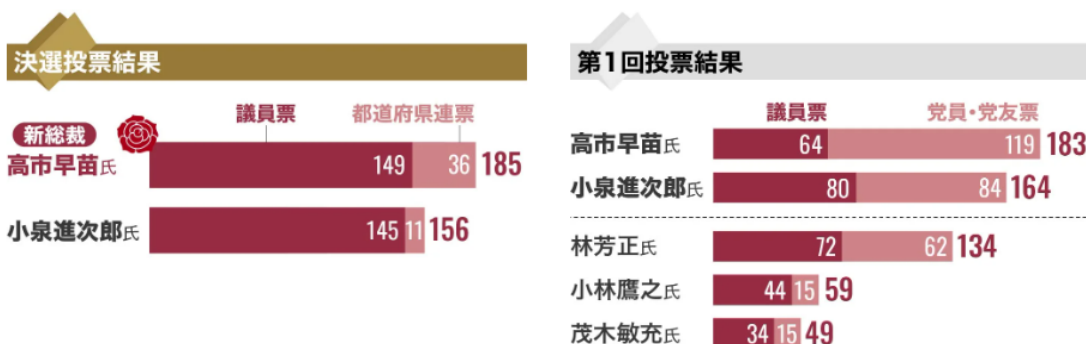
(2) 自民党総裁選挙

石破茂総裁の辞任を受けて、期日までに茂木敏充氏、小泉進次郎氏、林芳正氏、小林鷹之氏、高市早苗氏の5名が立候補し、9月22日告示、10月4日投票の日程で党员を含むフルスペックで総裁選挙が行われた。

[2 4]



その結果、多くの保守層の党員票を集めた高市早苗氏が選出され、第29代総裁に就任した。



◆自民党役員人事

- ・総裁 高市 早苗
- ・副総裁 麻生 太郎
- ・幹事長 鈴木 俊一、総務会長 有村 治子、政務調査会長 小林 鷹之、国対委員長 横山 弘志、選挙対策委員長 古屋 圭司

(3)憲政史上初、女性内閣総理大臣の誕生(臨時国会 10/21)

10月21日、臨時国会が召集され、首班指名選挙が行われた。その結果、高市早苗氏が女性初となる第10代内閣総理大臣に選出された。10月10日、26年間に亘る公明党の連立離脱から、僅か10日余りで連立の枠組みを変更し、日本維新の会と議員定数削減1割実現など12項目の政策協議を経て、連立政権合意(10月20日)に至り実現した。

◆内閣人事(第一次高市内閣)

 総理 たかいちほなえ 高市 早苗 (64歳)	総務 はやしよしまさ 林 芳正 (64歳)	法務 ひらやまひろし 平口 洋 (77歳)	外務 もてぎ としみつ 茂木 敏充 (70歳)	財務 かたやまひさつぎ 片山 ざつき (66歳)
国土交通 かねこやすし 金子 恭之 (64歳)	文部科学 まつもとようへい 松本 洋平 (52歳)	厚生労働 うえのけんいちろう 上野 賢一郎 (60歳)	農林水産 すずきのりかず 鈴木 憲和 (43歳)	経済産業 あかざわりようせい 赤沢 亮正 (64歳)
環境 いしはらひろたか 石原 宏高 (61歳)	防衛 こいずみしんじろう 小泉 進次郎 (44歳)	官房 きはらみのる 木原 稔 (56歳)	デジタル まつもとひさし 松本 尚 (63歳)	復興 まさのたかお 牧野 京夫 (66歳)
国家公安 あかまじろう 赤間 二郎 (57歳)	子ども政策 きかわたひとし 黄川田 仁志 (55歳)	経済財政 きつらみのる 城内 実 (60歳)	経済安全保障 おのたさみ 小野田 紀美 (42歳)	初入閣

(4)第51回衆議院議員選挙

2026年1月23日召集の臨時国会において高市首相は、解散を宣言、1月27日公示、2月8日投票で第51回総選挙に突入した。

本県からは、1区西山尚利、2区根本拓、3区上杉謙太郎、4区坂本竜太郎が立候補した。

当油政連では、自民党公認の4候補に推薦状を出し、支援することとした。

なお、比例東北から元職の菅家一郎氏が立候補した。

◇開票結果

福島選挙区全て下記の通り当選。比例東北の菅家氏も当選

○福島選挙区当選者:1区西山尚利、2区根本拓、3区上杉謙太郎、4区坂本竜太郎

●比例東北当選者：菅家一郎

なお、与党自民党は、316議席を単独で 2/3 を超える歴史的勝利を得た。また、連立相手である維新の会は 36議席。無所属会派3議席、計352議席を獲得。戦後最大数となった。

党派	与党・無所属			野党・諸派・無所属										
	自民	維新	無所属	中道	国民	共産	れいわ	減ゆ連	参政	保守	社民	みらい	諸派	無所属
合計 (選挙前)	315 (198)	36 (34)	3 (3)	49 (167)	28 (27)	4 (8)	1 (8)	1 (5)	15 (2)	0 (1)	0 (0)	11 (0)	0 (0)	2 (7)
小選挙区	248	20	3	7	8	0	0	1	0	0	0	0	0	2
比例代表	67	16	-	42	20	4	1	0	15	0	0	11	0	-

◆内閣人事 第二次高市内閣 全員再任

令和7年度 収支決算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

福島県石油政治連盟

(収入の部)

(単位:円)

科 目	令和7年度予算	令和7年度決算	比較増減	摘要
1 前期繰越	484,576	484,576	0	
2 会報購読費収入	2,100,000	2,248,500	148,500	
(1)会報購読	2,050,000	2,037,000	▲ 13,000	1口4,200円
(2)その他の収入	50,000	211,500	161,500	組織強化交付金、 旅費弁償
3 雑収入	100,000	655,940	555,940	県連特別交付金・ 利息
4 会費収入	500,000	530,000	30,000	賀詞交歓会費
合 計	3,184,576	3,919,016	734,440	

(支出の部)

科 目	令和7年度予算	令和7年度決算	比較増減	摘要
1 事業費	3,164,576	3,273,579	89,003	
(1)組織活動費	1,350,000	1,362,944	12,944	会議費・会費・ 出張旅費等
(2)選挙関係費	200,000	300,000	100,000	
(3)寄付交付金	100,000	100,000	0	県内政治団体
(4)関係団体交付金	1,364,000	1,364,000	0	全国油政連会費
(5)雑 費	170,576	146,635	▲ 23,941	事務経費
合 計	3,164,576	3,273,579	89,003	

収入決算額	3,919,016 円
支出決算額	3,273,579 円
差引残高	645,437 円(次年度繰越額)

I 基本方針

1. 令和8年度(2026)の我国の政治・経済動向展望

2025年は、高市早苗氏が日本初の女性首相となり、日本政治史の大きな転換点を迎えた。高市早苗総理は、「責任ある積極財政」を掲げ21兆3千億円規模の新たな「総合経済対策」を打ち出した。しかし、中東情勢の混乱に収束の目途が立たず原油価格が100~120ドル/バレルあたりで高止まりすれば、物価の上振れが個人消費の下押しにつながるとみられることや、日本の消費者物価指数伸び率の上方修正を余儀なくされ、実質賃金が前年比マイナスに転じ、個人消費の回復も落ち込む可能性もある。また、世界的には緩やかなインフレと金融緩和を背景に堅調な成長が見込まれる一方、日本では賃上げと物価高のバランス、および米国の通商政策(トランプ関税など)の影響を注視する局面となる。また、物流の混乱や資源供給の不安定化が続けば、第三国からの部材供給寸断など、サプライチェーンの目詰まりを通じて、企業活動に対する制約が大きくなる懸念もある。IMFによればペルシャ湾岸の港が仮に90日稼働停止した場合、日本の生産は▲0.8%ポイント下押しされるという。日本の石油備蓄は相対的に高水準(254日分)にあるが、ナフサなどの関連部材の在庫は必ずしも潤沢ではなく、日本の生産活動への下押し影響は1~2カ月以内にも顕在化するおそれがあるという。企業にとってはエネルギー価格や物流費の上振れがコスト構造を通じて収益を圧迫する可能性があるほか、資源調達や部材供給の不安定化が生産活動に直接影響を及ぼすこととなる。当面は、中東情勢の動向とそれに伴う資源価格・物流の変化が日本経済の先行きにとって大きな不確定要因となる。

2. 国家備蓄の放出と激変緩和措置の再開

政府は今般のイラン情勢を受け、2026年3月16日から民間備蓄が15日分、国家備蓄が一ヶ月分放出された。また、原油価格高騰による石油製品価格の高騰を抑制するため、3月19日(木)より燃料油(ガソリン、軽油、灯油、重油)に対し「緊急的激変緩和措置」を行うこととした。具体的には、現在の燃料油補助金の基金残高を活用しガソリンについては、全国平均価格が、170円程度を超える見込みとなった場合には、その水準を超えないよう、170円を超える部分について10/10の補助をし、他油種(軽油、灯油、重油)についてはガソリンと同額の補助を行うものである。基金2,800億円に加え2025年度予備費から8000億円を追加し約一兆円で運用する。油政連としては、政府の中東情勢の動向やそれを受けた原油価格の水準を見極めながら、事態が長期化した場合には、価格抑制策にとどまらず金融支援の追加など支援の在り方を柔軟に検討するよう必要に応じて要請していく。

3. 災害協定と官公需の一体化問題について＝「自民党県連石油流通政策懇談会」

「災害協定と官公需の一体化問題」や「ダンピング入札問題」、「SS過疎地問題」など石油流通に係る課題について地方自治体などとの意思疎通が求められる中、昨年も、佐藤雅裕県議(総務会長・油政連顧問)の尽力により、「自民党福島県連石油流通政策懇談会」を開催した。本年度も当油政連は、「自民党福島県連石油流通政策懇談会」の更なる連携強化により、本件の

喘鳴解決に向けて本懇談会を開催する。

- 開催予定 全体会(6月) 1回 幹事会(9月・1月)2回
- 自民党福島県連石油流通政策懇談会 全体会 6月中

4. 「GX経済移行債」の活用を含むSSの経営継続と経営革新に資する諸施策の実現

政府は、2023年度から総額20兆円規模の「GX経済移行債」を発行した。このことから油政連は、全石連および石油連盟とともに、償還財源として成長志向型カーボンプライシング(28年度からの「炭素に対する賦課金」)について、「石油業界を悪者にする安易な石油課税であるなら賛同できない」との立場を堅持しつつ、「モビリティの方向性としてEV一辺倒ではなく多様な選択肢が示すことが重要であることを指摘。HVや合成燃料も推進すべきであり、CNへの過渡期において、政府には既存のSSネットワークが毀損しないように目配せする責任があることを指摘、特別支援に結び付けるようより強く要望を継続する。

5. SS業界に対する特別支援の実現活動

全石連は、脱化石燃料下において10年間で6千億円という数字を掲げて、「SSネットワーク維持に向けての予算」を獲得していきたいと考えている。(2026年も補正・当初合計190億円の予算を獲得)多発する自然災害にあっては、SSは、災害時における燃料供給の”最後の砦”として、石油製品の安定供給という重要な役割を担っていただく必要がある。そのためにSSの災害対応能力の強化や経営多角化に向けた支援を継続すべく必要な予算をしっかりと確保していくため、自民党の石油流通議連はじめ関係機関に強く要望していく。

6. 公正競争の確立【「新しい枠組み(法制化)」による国の強力な支援強化】

油政連としては、当局に対し、改定「ガソリン不当廉売ガイドライン」の検証および実効性確保を要望していくが、中小SSと大規模事業者を同一の基準(価格要件等)で規制する現行の独禁法では中小SSの経営を継続させることは限界がある。また、価格要件前提の競争政策だけでは抜本的な解決とはならず「影響要件重視」の「新しい枠組みの政策(法制化)」が必要となる。よって、地域に不可欠なSSネットワークを維持するための「新しい枠組み(法制化)」による国の強力な支援強化を求めていく。

■(自民党石油流通議連議連との協議事項)

① 競争政策(不当廉売規制)

【1】 現行独禁法の限界(問題意識)

人口減少等により市場が縮小していく中で、中小SSと大規模事業者を同一の基準(価格要件等)で規制する現行の独禁法体系では、中小SSの経営を継続させることには限界(企業努力では限界、事業継続困難化による市場からの撤退)

◆ また、価格要件前提の競争政策だけでは抜本的解決にはならず、影響要件重視の「新しい枠組み」による政策(法制化)が必要

(②エネルギー政策(防災・地域のインフラ拠点)とも関連)

【2】 不当廉売規制の抑止力強化

◆ 不当廉売規制の抑止力を強化する取組として、例えば、① 警告と注意の間に、複数回の注意を受けた事業者に対する「指導」(仮称)の措置を導入すべき② 「指導」を受けた事業者は、次に注意を受けたときは「警告」とするなど、不当廉売規制の実効性の向上を図るべき。

② エネルギー政策(防災・地域のインフラ拠点)

【1】 令和6年能登半島地震で、改めて、石油の重要性が再認識

<p>◆SSの災害対応能力の強化(予算)に加えて、中小SSを核とするSSネットワークの維持強化のための施策を法制化により促進</p> <p>[2] 品確法の登録の取消し要件に不公正な取引を追加(酒税法等を参考に法制化)</p> <p>① 影響要件を重視した「公正な取引の基準」を制定</p> <p>② 「公正な取引の基準に関する命令」に違反した場合等を登録の取消し要件に追加</p> <p>[3] 「地域燃料供給安定化計画」の策定(法制化)</p> <p>◆ SS過疎地等において、将来にわたって燃料供給の確保を図り、地域経済や地域住民の生活維持に資するため、首長が「地域燃料供給安定化計画」(仮称)を策定し、①地域SS企業の経営統合や合併等に関する協定の締結や②輪番制(営業日・休日)等の協議については、独禁法適用除外とすることができる仕組みを措置</p> <p>[4] 大規模SSの出店の事前規制(法制化)</p> <p>◆ 大規模SSの出店により中小SSが減少すると災害時に地域の燃料供給の確保に支障が出る懸念があることから、供給リスクを最小化するために、分散配置型のSSネットワークを維持できる仕組みの検討</p> <p>・例えば、大規模SSの出店の際、周辺SSへの影響等を踏まえ、SSが新規開店の際に設置する計量器の数を許可制とすること等</p> <p>③ 中小企業政策(賃上げ・価格転嫁・人手不足)</p> <p>[1] 賃上げはコストではなく、将来に向けた「投資」</p> <p>◆ 人口減少社会においては、「安いことが善」という意識を消費者、経営者も抜本的に捨て去り、生産性の上昇とマージンの確保を進めることが必要。政府も、地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げを目指している</p> <p>◆ 賃上げの原資は市場に求めざるを得ず、2024年以降も賃上げを継続していくためには、石油業界の精販が一体となって、不毛な廉売競争をやめ、マージン20%運動の徹底を図り、再投資可能な適正利益を確保すべき</p> <p>◆ 行き過ぎた円安の是正など、国は「物価上昇を上回る賃上げ」の実現に向け、「コストカット型経済」からの変革を進めるべき</p> <p>[2] 価格転嫁を下支えするためにも、労務費を「不当廉売の判断基準」の中に明確に位置付けるべき(不当廉売ガイドラインの改定)</p> <p>◆ 『労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針』(内閣官房・公正取引委員会)によると、労務費の転嫁状況は3割。</p> <p>◆ 不当廉売GLを改定し、労務費を「商品を生産しなければ発生しない費用」(=法定不当廉売の判断基準)として明確に位置付けることにより、労務費の価格転嫁を後押しすべき</p> <p>[3] 人手不足対策(外国人材の活用)</p> <p>◆ 高齢者や女性の活用等含めた国内人材確保のための取組や生産性向上を一層推進するとともに、それらを行ってもなお人材の確保が困難な状況にある石油販売業を「特定技能」業種に追加する等</p> <p>④ 予算・税制(SS支援・CN対応)</p> <p>[1] SS業界の事業再構築・経営力強化等支援の強化(10年間で6,000億円)</p> <p>◆ CN社会においても、災害対応や過疎地等における燃料供給の安定的確保を図るためには、SSネットワークの維持強化に資する予算措置は継続して講じるべき(参考)R4年度:260億円、R5年度:252.2億円、R6年度:193.5億円3年間で705.7億円(具体例)災害対策:被災者に対する石油製品の無償支援、SS・油槽所の配送機能の強化過疎対策:公設民営やクラウドファンディング等による給油拠点の確保対策への支援</p> <p>[2] 石油関係税制のあり方</p> <p>① EVとガソリン車・ディーゼル車との課税公平性の実現を図るべき</p> <p>[3] イラン情勢に伴う燃料油高騰対策</p> <p>① 国内備蓄の継続的放出 再開激変緩和措置の適正な運用</p>

7. バイオ燃料・合成燃料の早期商用化の実現

第7次エネルギー基本計画に基づくバイオ燃料・合成燃料について。

【バイオ燃料】

バイオ燃料は植物、廃食油や廃棄物から製造され、原料の植物等が、成長過程で大気中のCO₂を吸収するため、化石燃料と比べ低炭素な燃料である。今後、次世代バイオ原料の国産化に向けた技術開発に関する取組を進めるとともに、次世代バイオ原料の資源国との連携を深め、サプライチェーンの構築・強化を進める。

自動車分野では、制度等の必要な環境を整備しながら、2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、2030年度までに一部地域でガソリンへの直接混合も含めたバイオエタノール導入拡大により、最大濃度10%の低炭素ガソリン供給開始を目指す。また、対応車両の普及状況やサプライチェーンの対策状況等を見極めて地域や規模拡大を図り、2040年度から最大濃度20%の低炭素ガソリン供給開始を追求する。自動車・船舶・鉄道・建設機械等の分野で幅広く使用される軽油に対しては、原料供給制約があることも踏まえた上で、バイオディーゼルの導入を推進する。

【合成燃料】

合成燃料は既存の内燃機関や燃料インフラが活用できること、化石燃料と同等の高いエネルギー密度を有することがメリットである。自動車分野では、e-ガソリンやe-ディーゼル、船舶分野ではe-メタノール、航空分野ではe-SAFとしての活用が期待される。2030年代前半までの合成燃料商用化を目指し、NEDO等と連携しながら実施する研究開発や国内事業の組成、出資等による海外事業への参画、国際的な対話を通じた環境価値創出やビジネスモデルの構築など、商用化に向けた必要な取組を進める。

油政連、全石連としては、今後とも、バイオ燃料や合成燃料の商用化に向けて鋭意努力する。本県油政連としても全国油政連と歩調を合わせ、県内の国会議員、県議会議員を対象に「バイオ燃料や合成燃料の早期商用化や実用化」について要望活動を行っていく。

8.SS 過疎地問題

頻発する自然災害などから、改めて石油製品の備蓄の大切さと災害時の石油製品の物流問題については再考が必要であることが示されている。特に、過疎地域においては、高齢者率が高く、人命に関わる喫緊の課題で、早急に政府、県当局と対応策を検討することが求められる。

◆SS 過疎地の推移◆

◇全国 SS 過疎地数

(エネ庁発表)

年度末数	3カ所	2ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	計	前年比較
2016/3	106	100	71	11	288	
2017/3	114	101	75	12	302	14
2018/3	120	103	79	10	312	10
2019/3	129	104	83	9	325	13
2020/3	133	107	82	10	332	7
2021/3	138	109	86	10	343	11
2022/3	137	112	89	10	348	5
2023/3	139	114	97	8	358	10
2024/3	144	122	95	11	372	14
2025/3	144	129	97	11	381	9

◇福島県 SS 過疎地(2025 年 3 月末数)

年度	3ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	計
2025/3 末	7	6	5	1	19(17)
市町村名	桑折町 鏡石町 磐梯町 柳津町 泉崎村 広野町 新地町	鮫川村 玉川村 浅川町 楢葉町 川内村 大熊町	桧枝岐村 湯川村 三島町 昭和村 葛尾村	中島村 2024.6.30	—
					()内は昨年数

9. 令和8年度 福島県内選挙日程

令和8年度に予定されている選挙は次の通り。

○福島県知事選挙 11月

○市町村長選挙

4月：昭和村、南会津町、5月：鏡石町、8月：浪江町、9月：中島村、新地町、桑折町、
10月：金山町、浅川町

10. 基本方針まとめ

こうした社会、経済情勢が見込まれる中、自民党石油流通議連はじめ、県選出の国会議員、県議会議員(県石油流通政策懇談会)との連携を強め、災害協定と官公需の一体化問題、災害時・平時の石油製品の安定供給と販売業界の経営基盤の安定、2035乗用車新車販売電動化100%に対する支援策の獲得、合成燃料の早期実用化の推進、GX にかかる政府方針を踏まえた対応、SS 過疎問題の対応、地域に不可欠な「SSネットワーク」を維持するための予算の獲得や「新しい枠組み」(法制化)による国の強力な支援強化など様々な課題に全国油政連、関係機関並びに管内各支部と連携し、積極的な活動を展開することをもって基本方針とする。

11. 令和 8 年度(2026)活動方針骨子

<p>1. 大規模災害時における被災石油販売業者の復旧・復興支援に関する運動</p> <p>2. 市場正常化および経営安定化に関する運動</p> <p>① 石油製品の価格抑制政策と安定供給政策等を踏まえた適切な対応</p> <p>② 事業環境の変化(内需減・人材確保・賃上げ等)に備えた諸施策と健全経営の推進ならびに一般小売業並み粗利の実現</p> <p>③ SS経営の維持および取引の適正化に向けた立法化も含めた「新しい枠組み」等の実現</p> <p>④ 「GX経済移行債」活用を含むSSの経営継続と経営革新に資する諸施策の実現</p> <p>⑤ バイオ燃料・合成燃料の早期商用化を促す諸施策の実現</p> <p>⑥ 過疎地等対策を含めたユニバーサルサービス継続とSSネットワーク維持のための諸施策の実現</p> <p>⑦ 改定「ガソリン不当廉売ガイドライン」の検証および実効性確保</p> <p>⑧ SS生産性向上、事業多角化等に寄与する消防法等、規制緩和領域の抽出とその実現</p> <p>3. 税制等に関する運動</p> <p>① 石油ユーザーの負担増につながる増税の阻止</p> <p>② 自動車関連諸税の見直し議論を踏まえた燃料課税のあり方および EV 等との課税公平性の実</p>

<p>現に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none">③令和9(2027)年度以降の軽油引取税の「特別徴収義務者交付金」の交付率適正化の実現④ガソリン税と消費税のタックス・オン・タックスの解消⑤ガソリン税相当額の貸倒れ還付制度および販売店に対する軽油引取税の還付など、石油諸税の実質的徴税者としての負担軽減措置の実現⑥農林漁業用輸入重油免税制度、農林漁業用国産A重油の石油石炭税還付制度の恒久化⑦地球温暖化対策税(農林漁業用軽油・海運事業用燃料)還付制度の恒久化⑧化石燃料賦課金に係る還付制度創設に向けた対応⑨石油販売業の経営に関する中小企業関連税制・法規制対策の推進 <p>4. 災害時対応および環境・安全対策に関する運動</p> <ul style="list-style-type: none">① 災害時における石油製品の安定供給確保に向けた諸施策の推進(満タン&灯油プラス1缶運動等)② 震災対応を踏まえた災害協定と官公需の一体化のより一層の推進(国・国等の関係機関や地方公共団体、地方議会等への要望活動支援)③ 燃料供給強靱化に向けた住民拠点SSの円滑な運営のための支援④ SSのVOC排出抑制対策等への対応⑤ 地下タンク二重殻化や漏えい防止など、SSが行う環境対応措置への支援策の拡充⑥ 石油業界の環境対応策の検討や、産業として持続可能な開発目標等の検討の支援 <p>5. 組織体制の強化・拡充の運動</p> <ul style="list-style-type: none">① 油政連の組織力強化に向けた取り組みの実施② 国会議員の石油販売業界に対する理解促進③ 油政連の目的達成に協力する者の政治活動に対する支援の強化④ 県議会(福島県石油流通政策懇談会)の石油販売業界に対するより一層の理解促進に向けた取り組み強化⑤ 油政連と県連組織の連携による地方議会等に対する業界の理解促進に向けた取り組み強化 <p>6. 関係団体等の健全化に関する運動</p> <ul style="list-style-type: none">① 石油販売業者の加盟する健康保険組合等の問題に対する諸策の検討

以上

議案第4号

令和8年度収支予算(案)

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

福島県石油政治連盟

(収入の部)

(単位:円)

科 目	令和7年度予算	令和8年度予算	比較増減	摘要
1 前期繰越	484,576	645,437	160,861	
2 会報購読費収入	2,100,000	2,050,000	▲50,000	
(1)会報購読	2,050,000	2,000,000	▲50,000	1口4,200円
(2)その他の収入	50,000	50,000	0	組織強化交付金、旅費弁償
3 雑収入	100,000	100,000	0	県連特別交付金・利息
4 会費収入	500,000	500,000	0	賀詞交歓会費
合 計	3,184,576	3,295,437	110,861	

(支出の部)

科 目	令和7年度予算	令和8年度予算	比較増減	摘要
1 事業費	3,184,576	3,295,437	110,861	
(1)組織活動費	1,350,000	1,350,000	0	会議費・会費・出張旅費等
(2)選挙関係費	200,000	200,000	0	
(3)寄付交付金	100,000	100,000	0	県内政治団体
(4)関係団体交付金	1,364,000	1,364,000	0	全国油政連会費
(5)雑 費	170,576	281,437	110,861	事務経費
合 計	3,184,576	3,295,437	110,861	

※予算の補正及び科目の流用は、会長に一任する。

議案第5号

令和8年度油政連会報購読費の賦課及び
徴収方法・時期(案)について

福島県石油政治連盟

1 会報購読費賦課基準

会員が所有の給油所数を基準に本社(県外に本社を有する場合は、県内を統括している支店等)に一括して請求する。

したがって、複数の支部に給油所を所有されている会員にあつては、本社等所在の支部以外にある、他支部の給油所分も含んで請求する。

●1給油所 4,200円/年

2 徴収方法

会報購読費は、加入支部を経由し、会員から直接徴収する。

3 徴収時期

会報購読費は、次の期日を期限として徴収する。

●6月30日

油政連

議案第6号

幹事の改選について

福島県石油政治連盟

任期満了に伴う幹事の改選